

1年生の保護者の皆様へ

育英会等の  
奨学金ではありません

# 奨学のための給付金 受給申請手続きについて

(返済の必要はありません)

## (1) 「新入生に対する前倒し給付」の受給

(令和4年度の府民税及び市町村民税所得割額が非課税の世帯対象)

令和5年4月1日時点において、「奨学のための給付金」の要件をすべて満たしていることが必要です。

詳しい制度内容は、『大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金「新入生に対する前倒し給付」の受給申請手続きについて』をご覧ください。

申請する場合は、申請用紙をお渡ししますので、事務室までお知らせください。

提出の締切は、6月20日(火)です。

## (2) 奨学のための給付金

通常申請

(令和5年度の府民税及び市町村民税所得割額が非課税の世帯対象)

大阪府内に在住する非課税の世帯、生活保護受給世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために支給される制度です。

申請受付は、7月以降です。後日改めてお知らせします。

(申請用紙も7月以降のお渡しになります。)

## 大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金 「新入生に対する前倒し給付」の受給申請手続きについて

### 制度概要

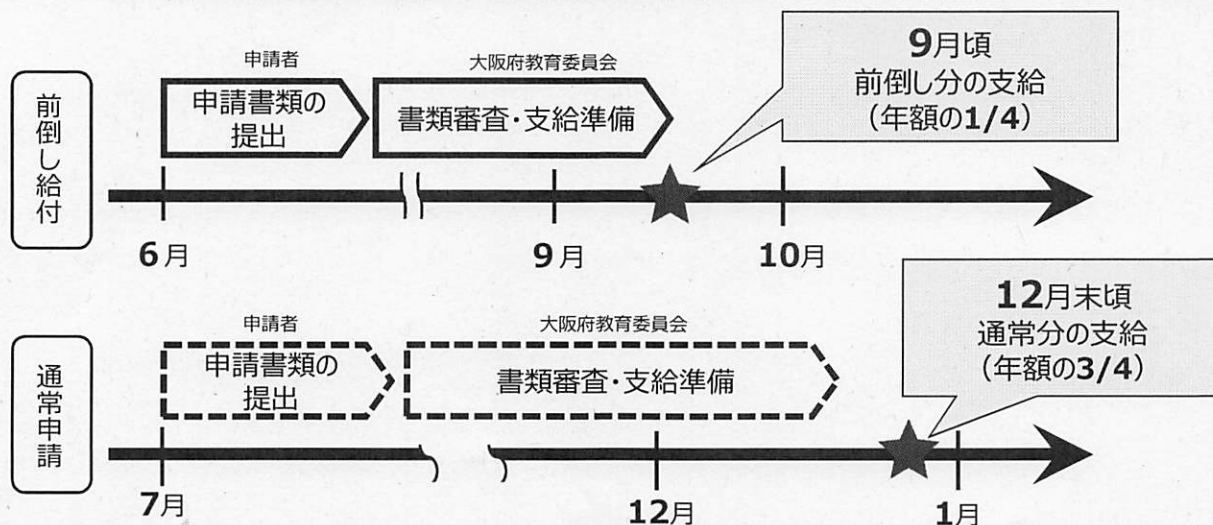
- 新入生のうち希望者に対して、**奨学のための給付金の年額の1/4（4～6月分）**を早期に支給します。
  - ★ 奨学のための給付金とは、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。通常、7月に申請し、12月末頃に年額分が支給されます。
- **前倒し給付の申請をただけでは年額の1/4（4～6月分）しか支給されません。**別途、7月に通常申請を行うことで残りの3/4（7月～翌年3月分）を受け取れます。
- 前倒し給付を申請せず通常申請のみを行うことも可能です。その場合、12月末頃に年額分がまとめて支給されます。（㊟前倒し給付と通常申請は支給要件が異なります。裏面「支給対象となる要件」を確認してください。）

### 支給金額

区分	対象生徒の区分	給付金額（年額の1/4）		
		全日制・定時制	通信制	専攻科
1	生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒	8,075円		
2	区分3に該当する兄弟姉妹のいない生徒	29,275円	12,625円	
3	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯 生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合 （※1・※2） a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校（全日制・定時制）に在学していないこと	35,925円		

- ※1 年齢及び扶養者の状況は令和5年4月1日現在で判断します。また、扶養の状況は健康保険証等により判断します。  
 ※2 保護者等以外に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません（保護者等は、就学支援金での考え方と同じです）。

### 申請から支給までの流れ（前倒し給付・通常申請）



**ご注意ください!**

前倒し給付を申請ただけでは、**4～6月分（年額の1/4）**しか支給されません！  
 通常申請の要件に該当する場合は、**7月に通常申請を別途行ってください。**  
**7月～翌年3月分（年額の3/4）**を受け取れます。



## 支給対象となる要件

前倒し給付を受けるには、**令和5年4月1日現在**において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員の**令和4年度**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税**（0円）又は**生活保護（生業扶助）受給世帯**であること。（※3）
- ② 保護者等が**大阪府内に住所を有している**こと。（※4）
- ③ 生徒が就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象者となる者であること。
- ④ 生徒が高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、原則、令和5年4月1日現在において休学していないこと。
- ⑤ 生徒が国公立の高等学校等に在学していること（大阪府外の国公立高等学校等も対象となります）。
- ⑥ 生徒が令和5年4月1日に高等学校等の第1学年に**新入学した生徒**であること。

※3 **令和5年度**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税**、又は令和5年7月1日現在において**生活保護（生業扶助）受給世帯**である場合は、**通常申請の支給対象となります**。

※4 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

④ 保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。

④ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

## 申請に必要な書類

	申請書	生活保護受給証明書	課税証明書等（※5）	生徒本人の保険証の写し	兄弟姉妹の保険証の写し	通帳等の写し	在学証明書
区分1：生活保護受給世帯	●	●	—	—	—	●	▲（※6）
区分2：非課税世帯（第1子）	●	—	●	●	—	●	▲（※6）
区分3：非課税世帯（第2子）	●	—	●	●	●	●	▲（※6、7）

※5 次の①～③のいずれかの書類です。配偶者控除を受けている場合であっても、控除対象配偶者の課税証明書等の提出は必要です。

①令和4年度市町村民税・府民税 課税（非課税）証明書の原本

②【サラリーマン世帯の方】令和4年度市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）のコピー

③【自営業世帯の方】令和4年度市町村民税・府民税 納税通知書のコピー

※6 国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通いの学校を介さず申請を行う場合、生徒本人の**在学証明書（令和5年4月1日現在の在学を確認できるもの）**が必要です（在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます）。

※7 兄弟姉妹が「高等学校等に在学する23歳以上の兄姉」又は「通信制の高等学校等に在学している弟妹」である場合、兄弟姉妹の**在学証明書（令和5年4月1日現在の在学を確認できるもの）**が必要です。

## FAQ



結果や振込日はどのようにわかりますか。

A. 9月頃に学校を通じて審査結果の通知書をお渡しします。  
支給決定の場合は、通知書の下部に振込予定日を記載いたします。



令和4年度・5年度共に非課税の世帯です。前倒し給付を申請せず通常申請のみ行った場合、金額は変わりますか。

A. 年間で受け取る合計額は同じです。  
前倒し給付は、通常申請とは別に申請を行うことで、年額の1/4を先に受け取る制度です。  
通常申請のみを行い支給決定を受けた場合は、12月末頃にまとめて支給されます。

## お問合せ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

大阪府立茨木工科高等学校 事務室 TEL：072-623-1331

【制度の概要などに関すること】

大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

TEL：06-6941-0351(代) FAX：06-6946-1141

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>